



長野県報

12月26日(月)
平成17年
(2005年)
第1723号

目次

条 例

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(労政課)	2
長野県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例(信州の木利用推進課)	3
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例(住宅課)	4
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	5

規 則

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則(住宅課)	5
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5

告 示

平成17年12月19日長野県議会定例会において認定された平成16年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の 審査意見(財政改革チーム)	6
平成17年12月19日成立した平成17年度補正予算の要領(財政改革チーム)	20
平成18年1月1日市町村合併に伴う人口(2件)(情報政策課統計室)	21
昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部改正(農政課)	21
昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課)	21
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(3件)(砂防課)	21
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(3件)(砂防課)	22
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(3件)(砂防課)	23
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(3件)(砂防課)	24
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	25
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	25
政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	25
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	38
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	40
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会)	41

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	42
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験の実施(森林保全課)	42
県営住宅等の指定管理者の候補者の募集(住宅課)	43
土地改良区連合役員の就退任の届出(土地改良課)	46
一般競争入札(砂防課)	46
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)	47
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査(生活安全企画課)	47
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活安全企画課)	48
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課)	48
一般競争入札(高校教育課)	48

訓 令

平成18年1月1日付けで別に人事通知書を交付されない者について(義務教育課)	49
----------------------------------------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(条例第74号)

- 1 勤労者福祉施設の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例(条例第75号)

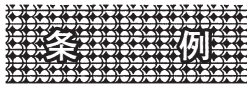
- 1 木材業者及び製材業者登録制度が目的とする地域的配置及び能力並びに動態を明らかにすることについて、情報収集等により行うことができ、その制度を設けておく必要性はなくなっているため、廃止しました。
- 2 この条例は、平成18年3月1日から施行します。

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例(条例第76号)

- 1 県営住宅の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第77号)

- 1 上田市、小県郡丸子町、同郡真田町及び同郡武石村の合併に伴い、警察署の位置及び管轄区域について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成18年3月6日から施行します。



勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第74号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)の規定」を「。以下「法」という。)の規定」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「知事」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」に改める。

第10条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、規則で定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなった場合
- (2) 利用の申込みをした者が規則で定める日までにその申込みを取り消した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由がある

場合

第8条及び第9条を削る。

第7条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第1項中「知事」を「指定管理者」に、「一に該当する場合であつて」を「いずれかに該当し、かつ」に、「前条の使用料の全部又は一部」を「利用料金について規則で定める額を基準とした額」に改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に、「使用」を「利用」に改め、同項第2号中「使用」を「利用」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由がある

場合

第7条第2項を削り、同条を第14条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

第5条を第13条とする。

第4条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 福祉施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定は、福祉施設の管理を行うことを希望するものの申請によりその候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(指定の申請)

第7条 前条の申請は、知事が定める日までに、規則で定めるとこ

ろにより、申請書に事業計画書（職員、福祉施設の管理の方法その他の福祉施設の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

（候補者の選定の基準）

第8条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 勤労者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、福祉施設の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

（指定の告示）

第9条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

（業務の範囲）

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 福祉施設の利用の許可に関する業務
- (3) 福祉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

（管理の基準）

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉施設の休館日及び利用時間について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) 福祉施設の利用の停止及び許可の取消しについて、福祉施設の施設を損傷した場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (3) めいていしている者その他福祉施設の管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができること。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福祉施設の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

（協定の締結）

第12条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉施設の管理に関し必要な事項

別表中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の1の(1)中「で使用」を「で利用」に改め、同(1)のア中「に使用」を

「に利用」に、「使用料」を「金額」に改め、同アの長野県松本勤労者福祉センターの項及び長野県中野勤労者福祉センターの項中「使用」を「利用」に改め、同アの長野県木曽勤労者福祉センターの項中「使用」を「利用」に改め、同(1)のイ並びに同1の(2)及び(3)中「使用」を「利用」に改め、同表の2の(1)中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「金額」に改め、同2の(2)中「使用」を「利用」に改め、同表の3から6まで中「使用料」を「金額」に改め、同表の7中「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の勤労者福祉施設条例（以下この項において「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び第12条の規定の例により行うことができる。

労政課

長野県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第75号

長野県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例

長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対するこの条例による廃止前の長野県木材業者及び製材業者登録条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

信州の木利用推進課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中 康夫

長野県条例第76号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 管理等(第25条・第26条)」を

「第7章 共同施設の使用許可等(第25条)

第7章の2 指定管理者による管理等(第26条—第26条の9)」

に改める。

第4条第2項第1号中「第6条第3項第1号」を「第6条第5項第1号」に改め、同項第2号中「第6条第3項第2号」を「第6条第5項第2号」に改める。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 共同施設の使用許可等

第25条の次に次の章名を付する。

第7章の2 指定管理者による管理等

第26条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第26条 県営住宅及び共同施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第26条の次に次の8条を加える。

(指定管理者の指定)

第26条の2 指定管理者に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合におけるその指定は、当該県営住宅及び共同施設の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第26条の3 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

(1) 指定管理者に管理を行わせる県営住宅及び共同施設(以下この章において「指定管理者管理県営住宅等」という。)の名称及び位置並びにその概要

(2) 指定管理者の指定の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第26条の4 第26条の2の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書(職員、指定管理者管理県営住宅等の管理の方法その他の指定管理者管理県営住宅等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。)その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第26条の5 第26条の2の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 県内に事務所を有するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、指定管理者管理県営住宅等の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎並びに人的体制を有するものであること。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものではないこと。

(指定の告示)

第26条の6 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定に係る指定管理者管理県営住宅等の名称及び位置並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(管理の基準)

第26条の7 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第26条の9の規定による協定を遵守して行うこと。

(2) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した入居者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者管理県営住宅等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(業務の範囲)

第26条の8 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者管理県営住宅等の管理に関する業務

(2) 法及びこの条例に基づき知事が行う処分その他の行為に附帯する業務

(協定の締結)

第26条の9 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

(1) 知事が負担する指定管理者管理県営住宅等の管理に要する費用に関する事項

(2) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項

(3) 入居者の個人に関する情報の取り扱いに関し必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者管理県営住宅等の管理に関し必要な事項

第29条第2項中「改良住宅監理員」の次に「」と、第26条の8第2号中「法」とあるのは「住改法(同法第29条において準用する法を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の県営住宅等に関する条例(以下「新条例」という。)第26条の2の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第26条の6まで及び第26条の9の規定の例により行うことができる。

住 宅 課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第77号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例(昭和29年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

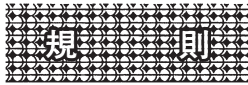
別表の長野県上田警察署の項中「真田町及び青木村 上田市」を「青木村 上田市(長野県丸子警察署の管轄する区域を除く。)」に改め、同表の長野県丸子警察署の項を次のように改める。

長野県丸子警察署	上田市	小県郡のうち長和町 上田市のうち西内、鹿教湯温泉、平井、東内、腰越、上丸子、中丸子、下丸子、御嶽堂、生田、長瀬、塩川、藤原田、本海野、武石鳥屋、武石沖、下武石、上武石、武石下本入、武石上本入、武石小沢根及び武石余里の区域
----------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

警 務 課



規則

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第71号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(指定の申請)

第20条の3 条例第26条の4に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第18号)によるものとする。

2 条例第26条の4に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第26条の2の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第26条の5第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類第21条中「様式第18号」を「様式第19号」に改める。

第25条中「条例」を「条例(第26条の4を除く。)」に改める。

別表第2の1の条例第14条第1項第4号の場合の項中「一に」を「いずれかに」に、「第5条」を「第6条第1項」に改める。

様式第18号を様式第19号とし、様式第17号の次に次の様式を加える。

(様式第18号)(第20条の3関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊟

県営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、県営住宅等に関する条例第26条の2の規定により申請します。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

住 宅 課

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第23号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中

「精神保健福祉センター次長」を

「自律支援幹 精神保健福祉センター次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成17年12月15日から適用する。

人事委員会事務局